

# 《工事費内訳書の取扱いに関する留意点》

## 高知県

### 工事費内訳書の提出の義務付け

#### (1) 建設工事の入札時に工事費内訳書の提出を義務付け

- 請負対象金額 2,500 万円以上の建設工事及び低入札価格調査制度適用の建設工事を対象（一般競争入札及び指名競争入札）  
（平成 25 年 5 月 1 日以後、新たに行う入札公告及び指名通知から適用）

- 今後、計画的に対象を拡大

#### 〔予定〕

平成 26 年 4 月 1,000 万円以上の工事

平成 27 年 4 月 500 万円以上の工事

※ 上記の状況を検証した上で、更なる拡大を検討

#### (2) 電子入札・非電子入札に共通する工事費内訳書の取扱い

- ① 落札候補者又は低入札者が工事費内訳書を提出していない場合は、失格とする。  
工事費内訳書と入札書記載の工事名又は工事番号が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合も同様に失格とする。（軽微な誤りの場合は除く。）
- ② 低入札価格調査制度を適用する建設工事の一般競争入札において、低入札者に係る低入札価格調査を工事費内訳書に基づき行う。従来の見積内訳書に代えて工事費内訳書の提出を求める。
- ③ 落札者の工事費内訳書をもって、契約締結時に提出することとされている請負代金内訳書に代えることができる。
- ④ 工事費内訳書の様式例は定めるが、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。

### (3) 電子入札案件での工事費内訳書の取扱い

- ① 入札参加者は、全員必ず工事費内訳書を電子入札システムによる入札価格の登録時に提出しなければならない。（システムで電子ファイルを添付する。）
- ② 再度入札となった場合、工事費内訳書の提出期限は入札受付期限と同様とするが、再度入札の場合、工事費内訳書は電子ファイルの添付ができないため、入札公告で定める方法により提出しなければならない。

### (4) 非電子入札案件での工事費内訳書の取扱い

- ① 入札参加者は、1回目の入札書の投かんの際し、全員必ず1回目の入札の工事費内訳書を提出しなければならない。その場で作成することは認めない。（入札書とともに投かんする。）
- ② 再度入札となった場合、工事費内訳書の提出を要しないものとするが、低入札価格調査制度の適用がある場合の再度入札において低入札となった者については、指示された日までに当該再度入札に係る工事費内訳書を提出しなければならない。
- ③ 落札候補者又は低入札者以外の入札参加者が工事費内訳書を提出していない場合も、失格とする。  
工事費内訳書と入札書記載の工事名又は工事番号が異なる等により、当該入札案件のものと特定できない場合も失格とする。（軽微な誤りの場合は除く。）

## 《お知らせ》

上記の改正内容の詳細については建設管理課ホームページに掲載している要領等でご確認をお願いします。

問合せ先  
高知県土木部建設管理課 契約担当  
TEL 088-823-9813